

函 財 税

令和6年(2024年)5月31日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付いたしますのでよろしく  
お願いします。

記

- 定額減税の開始および函館市定額減税調整給付金に係るコールセンター  
の開設について

(財務部税務室)

定額減税の開始および函館市定額減税調整給付金に係るコールセンターの開設について

## 1 定額減税の開始

納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する定額減税が始まります。

対象者は前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者で、6月以降順次、所得税および個人住民税が控除されますが、個人住民税については徴収方法により、下記のとおり実施方法が異なります。

※ 所得税については、国税庁のHP（特設サイト）をご覧ください。

### (1) 給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は、特別徴収は行わず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月で均等に特別徴収します。

### (2) 普通徴収

令和6年6月末が納期となる第1期分から定額減税を行い、引ききれない場合は、第2期分以降から順次減税を行います。

### (3) 公的年金等に係る特別徴収

令和6年10月分から減税を行い、引ききれない場合は、令和6年12月以降から順次減税を行います。

## 2 函館市定額減税調整給付金コールセンターの開設

定額減税により、控除しきれなかった方については、調整給付金の支給対象となります。

現在、支給に必要な確認書の送付に向けた準備を進めておりますが、給付金の申請・手続き方法等、市民の方からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和6年6月3日（月）に開設します。

(1) 名称：函館市定額減税調整給付金コールセンター

(2) 電話番号：0120-300-646（フリーダイヤル）

(3) 受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

### 3 函館市定額減税調整給付金の概要

#### (1) 事業の目的

令和6年分の所得税および個人市道民税において実施する定額減税の恩恵を十分に受けることができないと見込まれる方に、減税しきれなかった額を給付します。

#### (2) 支給対象

令和6年度において定額減税を受けられる方のうち、以下のいずれにも当てはまる方

- 定額減税可能額（※1）が「令和6年分推計所得税額（※2）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

#### (3) 支給額

支給額の算定方法は、別紙のとおり

#### (4) 申請方法

**支給対象と見込まれる方には、令和6年7月1日以降に市から確認書を送付します。** 確認書の内容を確認のうえ、返送してください。（もしくは確認書に記載の二次元コードを読み取り、手続きを行ってください。）

#### (5) 支給時期

確認書を受付後（または二次元コードの読み取りによるオンライン申請を受付後）、3週間程度で支給予定です。

なお、受付状況等により、支給が前後する場合があります。

#### (6) 申請期限

**令和6年10月31日（木）必着**

期限までに確認書の返送（またはオンライン申請）がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

#### ※1 定額減税可能額

定額減税可能額の計算式

- ・所得税分 = 3万円 × (本人+扶養親族数)
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (本人+扶養親族数)

(例) 配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり

- ・所得税分 = 3万円 × (1+3) = 12万円
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (1+3) = 4万円

#### ※2 令和6年分推計所得税額

事務処理基準日（6月3日）時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額（復興特別所得税は含まれておりません。）。

### 支給額（調整給付額）の算定方法

